

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項①

※条文等は抜粋です。

項 目	常任委員会の委員の定数等（半田市議会委員会条例）
現 行 の 条 文 等	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第二条 議員は、次項第四号及び第五号に規定する常任委員会の委員のほか、同項第一号から第三号までに掲げる常任委員会のうち、いずれか一つの委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 一 総務委員会 8人 イ 企画部の所管に属する事項 ロ 総務部の所管に属する事項 ハ 会計課の所管に属する事項 ニ 市議会事務局の所管に属する事項 ホ 選挙管理委員会の所管に属する事項 ヘ 監査委員事務局の所管に属する事項 ト 公平委員会の所管に属する事項 チ その他常任委員会の所管に属しない事項 二 文教厚生委員会 7人 イ 教育委員会の所管に属する事項 ロ 福祉部の所管に属する事項 ハ こども未来部の所管に属する事項 三 建設産業委員会 7人 イ 建設部の所管に属する事項 ロ 環境水道部の所管に属する事項 ハ 市民経済部の所管に属する事項 ニ 農業委員会の所管に属する事項 四 予算委員会 22人 予算に関する事項 五 決算委員会 22人 決算に関する事項
協 議 内 容	常任委員会の数は3つか2つか 定数、所管事項はどうするか
協 議 結 果	

議員定数改正（22人→18人）に伴う確認事項②

※条文等は抜粋です。

項目	議会運営委員会の委員の定数（半田市議会委員会条例）
現 行 の 条 文 等	（議会運営委員会の設置） 第四条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。 〔先例〕 3人以上の会派から3人ごとに1人選出する。 委員長が属する会派からは、他に1人選出する。 条例定数の範囲内で、委員を選出できる。（議長推薦枠）
協 議 内 容	3人以上の会派から1人ずつ委員を選出すると、最大で6人、委員長会派からもう一人選出すると合計7人が見込まれる。議長推薦枠を何人想定するか。 （定数22人の場合） 3人以上の会派から1人ずつ委員を選出すると最大で7人、委員長会派からもう一人選出すると8人。現行定数は9人。
協 議 結 果	（条文）第四条2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする

議員定数改正（22人→18人）に伴う確認事項③

※条文等は抜粋です。

項目	資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員の定数（半田市議会委員会条例）
現 行 の 条 文 等	（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置） 第七条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第二項の規定にかかわらず9人とする。
協議 内 容	各会派から偏りなく選出するためには、議会運営委員会委員の定数に合わせる ことが適当である。
協議 結 果	議会運営委員会委員の定数に合わせ、9人を7人とする。

議員定数改正（22人→18人）に伴う確認事項④

※条文等は抜粋です。

項目	政治倫理審査会の委員の定数等（半田市議会議員の政治倫理に関する条例）
現 行 の 条 文 等	（委員の定数、任期及び選任） 第六条 審査会の委員(以下「委員」という。)の定数は、9人とする。 2 委員の任期は、一年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の選任は、議長の指名による。 5 委員は、各会派から1人以上を選出する。 （審査の請求） 第十一条 議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付し、議員三人以上の者の連署をもつて、議長に審査の請求をすることができる。ただし、審査の請求は、二会派以上の異なる会派の議員により行うことを要する。
協 議 内 容	委員の選出方法は、申し合わせで議会運営委員会に準ずることとしていることから、議会運営委員会の定数に合わせる事が適当である。
協 議 結 果	議会運営委員会の定数に合わせ、審査会の委員の定数は9人を7人とする。

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項⑤

※条文等は抜粋です。

項 目	政務活動費管理委員会の委員の定数（半田市議会政務活動費管理委員会設置要綱）
現 行 の 条 文 等	（構成） 第2条 委員会は、3名以上の会派から1名ずつ選出された議員をもって構成する。ただし、その他の会派からも議長の推薦及び委員全員の賛成を以って、1名ずつ選出できるものとする。 4 委員長の属する会派からは、別に委員1名を選出する。
協 議 内 容	変更せず。
協 議 結 果	変更せず。

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項⑥

※条文等は抜粋です。

項 目	議会広報誌編集委員会、議会PR委員会、議会ICT推進委員会の委員の定数（先例）
現 行 の 条 文 等	14―16. 議会PR委員会には、3名以下の会派から1名を、4名以上の会派からは2名を選出し、委員長会派からはさらに1名と無所属議員1名を選出する。議長、副議長、監査委員、議会PR委員会委員を除いた議員は、議会広報誌編集委員会又は議会ICT推進委員会のどちらかに所属する。
協 議 内 容	変更せず。 ただし、会派構成によっては委員数に偏りが生じるため、都度協議していく。
協 議 結 果	変更せず。 ただし、会派構成によっては委員数に偏りが生じるため、都度協議していく。

令和 8 年度議会運営委員会における協議事項

議員削減による条例等の見直しに加え、議会・委員会の在り方・報酬について検討します。

6 月定例会において、「半田市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正が行われ、議員定数が 18 人となりました。また、今年度は議会基本条例の検証を行い、時代に即した内容への見直し（先例集の運用を含む）を進めることとされています。加えて、議長任期 1 年の申合せに関する議論や議員報酬の見直しなどの提案も出されており、これらはすべて条例・規則・先例等に関連する事項です。

このことを受け、半田市議会基本条例をはじめとする関連条例案を 12 月定例会に上程するとともに、規則や先例等についても併せて改定したいと考えます。

課題としては、半田市議会における議員の常勤(的)化についての議論があるほか、これまでも常任委員会の正副委員長と委員との役割の偏り、細かな事項も含め、議論し決定すべき課題が山積している状況です。

一方で、現在の半田市議会が積極的に取り組んでいる活動を可視化するとともに、議員の重要な役割である当局への政策提言についても、調査研究テーマの複数化や、これまでの提言内容の検証などを通じて、さらに充実・発展させていくことが重要であると考えます。

半田市議会のこれからの役割やあるべき姿について十分に議論し、活発な議会活動が継続的に発展していくよう、様々な規定やルールを整備・決定していき、議員報酬の見直しについては、報酬審議会が開催される 9 月中旬には方向的結論を出したいと考えます。

※改正を検討する条例等を以下のとおり表記する。

- 【基】 半田市議会基本条例
- 【委】 半田市議会委員会条例
- 【招】 半田市議会定例会招集条例
- 【報】 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 【政】 半田市議会政務活動費の交付に関する条例
- 【会】 半田市議会会議規則
- 【先】 先例

1. 常任委員会の委員定数と所管事項について（令和8年7月23日議会運営委員会の項番1で協議）

2. 委員会等の活動について

- ①閉会中の調査（政策提言）のテーマを複数設定するか否か。【先】
- ②政策提言に対する当局の対応状況を検証するか否か。【基】
- ③議員の業務を常勤化するか否か。（出勤時間を定めるか）【先】
- ④委員会の開催を定例化するか否か。（定例化：■委員会 毎週●曜日 9:30～）【先】
- ⑤委員会を定例開催とした場合、要点筆記を作成する負担を減らすため、非公式会議（議員間討議）として行うか否か。【先】
- ⑥充実した調査研究を行うため、委員任期を2年とするか否か。【委】
- ⑦閉会中の調査をどのように行うか明文化するか否か。【先】
- ⑧閉会中の調査テーマを複数化した場合、調査のための費用弁償を増額するか否か。
【予算対応】
- ⑨正副委員長の業務量増加により、手当を新設するか否か。【報】
常任委員会／特別委員会／広報系3委員会／その他

3. 議員の働き方について

- ①議員は原則常駐とし、いつでも会議等が開けるようにするか否か。【基・先】
- ②通年会期とするか否か。【基・委・招・会】
※通年議会とした場合のメリットデメリット及び事務局当局への影響
- ③議員報酬を適正化するか否か。【報】
- ④政務活動を見直し、拡大、増額するか否か。【政】
政務活動費運用指針の見直し ※ICT化への柔軟な対応
-①政務活動費の使途基準の見直し
-②政務活動費の額の見直し

4. 議長、副議長の任期について

- ①議長、副議長の任期をそれぞれ何年とするか。（現状は議長副議長1年）【先】
- ②議長、副議長の基本拘束時間を明文化するか否か。【先】

5. 議会選出監査委員の是非について

6. 議会基本条例の検証について

- ①現状把握と今後の方針を確認する。【基】
- ②必要に応じて条例改正する。前述の2から4の協議結果も反映させる。【基】

懸案事項	7月前半	7月後半	8月前半	8月後半	9月前半	9月後半	10月前半	10月後半	11月前半	11月後半	12月前半	12月後半	1月前半	1月後半	2月前半	2月後半	3月前半	3月後半
委員会開催予定（☆は定例、★は追加）	★7	★23、☆30	☆6am、★6pm	☆★20	★3、☆4	★18	☆★5、★13				☆1	☆16	☆12	☆19	☆10	☆22	☆10	☆25、☆31
議員定数削減に伴う委員会条例改正					改正案提示、協議			法規担当確認依頼			改正案確定	議決						
①常任委員会の委員の定数等		常任委員会の構成、活動内容を検討 ・委員会数と委員定数 ・所管事項 ・政策提言 ・委員会開催スケジュール																
基本条例改正		23 次回予告		6 全体確認 深堀検証する項目を抽出		委員会活動について、現状と今後を検討		改正すべき項目確認					改正案提示、協議				改正案確定	議決
					深堀検証実施（委員会活動以外の項目）				法規担当確認依頼						法規担当最終確認依頼			
					新規追加項目検討（例：ハラスメント禁止）													
任期 2 年制の検討			委員任期を検討		正副議長任期を検討													
						議会選出監査委員の選出について検討												
通年議会を含めたあり方（議員の働き方など）					通年議会、議員の常勤化などについて、他項目の協議経過に合わせて検討				通年議会とする場合、定例会 召集条例改正									
									常勤とする場合、先例か基本 条例か									
議員報酬のあり方					協議項目を整理、共有 ・議員報酬見直しの要否 ・正副委員長手当の要否 ・委員会調査のための費用弁償見直しの要否 ・政務活動費見直しの要否	9月 報酬等審議会												

YouTube チャンネル「半田市議会」運用方針

半田市議会（以下「市議会」という。）が運用する YouTube チャンネル「半田市議会」の運用指針を次の通り定めます。

1. アカウント情報等

- （１）ソーシャルメディアサービス名：YouTube
- （２）チャンネル名：半田市議会
- （３）URL：https://www.youtube.com/channel/UCIgMrItDP3pgGS2r0w_E6iA

2. 運営者

半田市議会

3. 掲載内容

- （１）本会議全般に関する内容
- （２）予算委員会及び決算委員会における新年度予算審査及び決算審査に関する内容

4. 掲載期間

- （本会議及び委員会ライブ配信のアーカイブ動画）
動画公開日から2か月程度
- （ライブ配信以外の動画）
公開から3年間

5. 利用者によるコメントの書き込み

利用者は、視聴することができますが、動画に対するコメントを投稿することはできません。

6. 著作権

本チャンネルに掲載されている動画の著作権は、市議会に帰属します（著作権法第15条第1項）。本チャンネルに掲載されている動画の利用にあたって、著作権法に基づき、市議会の許諾なく以下の行為を行うことを禁止します。ただし、市議会議員による利用は、動画の改変を伴わない範囲で許可するものとします。なお、市議会の許諾なく以下の行為を行った場合は、民事上の請求（差止請求、損害賠償請求、名誉回復措置請求）及び刑事上の罰則を求めることがあります。

- ① 動画の改変（著作権法第20条第1項）
- ② 動画の複製（著作権法第21条）
- ③ 動画の転載（著作権法第23条）

7. 個人情報に関する取扱い

市議会が利用者から個人情報を取得する場合には、「半田市議会の個人情報の保護に関する条例」に基づき、適切に管理します。

8. 免責事項及び注意事項

- (1) 掲載内容は、市議会が作成したものではありますが、公式記録ではありません。
- (2) YouTube の画面に現れる企業広告は、市議会と一切関係ありませんので、広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負いません。
- (3) 本チャンネルに掲載する情報の正確さには万全を期していますが、市議会は掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではなく、その投稿した内容を利用者が利用し、または信用したことによって利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) YouTube は Google LLC によって運営されています。市議会は YouTube のシステムに関する事項については把握していないため、それらの質問等について一切答えることができません。
- (5) 会議等が長時間にわたり開催された場合、分割して配信する場合があります。
- (6) 委員会の映像は、定点撮影での映像となります。
- (7) 市議会は、予告なく運営方針を変更し、または本チャンネルの運用を中止する場合があります。

委員会におけるライブ配信の運用について（申し合わせ）

1. 目的

本申し合わせは、本市議会において実施する委員会のインターネット生中継（以下「ライブ配信」という。）を円滑かつ適正に運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. ライブ配信の運用

配信の開始・停止・終了の判断は委員長が行うこととする。配信開始、停止、終了の際の運用は以下のとおりとする。

（配信開始の合図）

委員長は、開議に先立ち、事務局にライブ配信の開始を指示する。

（配信停止の判断及び再開の合図）

委員長が休憩を宣告した際は、事務局は映像及び音声の配信を一時停止する。ただし、短時間の休憩等にあつては、音声のみを停止する場合もある

委員長は、再開に先立ち、事務局にライブ配信の再開を指示する。

（配信終了の合図）

委員長が散会を宣告した後、事務局は速やかにライブ配信を終了する。

3. ライブ配信における委員の留意事項

ライブ配信の特性上、会議の様子がリアルタイムでインターネット上に公開されることから、以下の点について十分留意すること。

（会議中の規律）

自己の発言時以外においても常に映像及び音声配信されていることに留意し、会議中の行動について注意を払うこと。

（不適切発言等）

ライブ配信の性質上、事後に発言の取消しを行った場合であっても、視聴者には発言内容がそのまま配信されることを十分に認識し、不必要な個人情報の開示、他者に対する誹謗中傷、差別的表現その他の不適切な発言は行わないこと。

（明瞭な発言）

視聴者に発言内容が正確に伝わるよう、マイクを適切に使用し、明瞭かつ適度な速度で発言するよう努めること。

4. その他

（ライブ配信の編集について）

ライブ配信のアーカイブ動画は編集しないものとする。

（配信トラブル発生時の対応について）

機器の故障や通信障害等によりライブ配信の継続及び録画が困難となった場合は、ライブ配信を中止し、会議を継続するものとする。ただし、配信トラブルにより動画が正常に配信できない場合は、後日、録音した音声のみを配信する。

（その他の協議事項）

その他、運用する上で協議が必要な場合は、その都度協議し、本申し合わせを改正することとする。

『委員会の動画配信に関する当局からの意見・要望』への回答

① 動画配信を実施する目的は何か。

開かれた議会を目指している。本会議だけでなく委員会での議論も市民に伝え、議案審査のプロセスを知っていただきたい。

② 動画配信以外の手法はないのか。

会議録等他の手法はあるが、タイムラグを解消するためにはＩＣＴを活用した配信がベターである。

③ 質疑が議案の範囲を超える場合などは委員長の議事整理をしっかり行っていただきたい。

委員長の議事整理は必要かつ重要であると認識している。質疑は議案に関する範囲であるべきであり、議案の範囲を逸脱した場合は委員長が議事整理するとともに、委員会委員がチェックする意識を持つ。

④ 質疑を通告制にしてほしい。「〇〇課の〇〇事業について」等簡易でもよい。
(分科会質疑、総括質疑ともに)

委員が質疑の意味を理解した上で質疑を行い、かつ委員長が適切に議事整理を行うので、通告制は不要と考える。

⑤ 総括質疑の定義を示してほしい。

総括質疑とは、総合的な観点で質疑をすること。個別事業ではなく、全体や大枠、もしくは事業が複数にまたがる件に対して質疑を行う。

(参考) 総合計画：基本計画の単位施策 以上の体系から質疑を行うこと

⑥ SNSでの誹謗中傷等を想定し、リスク回避の対策をしておく必要がある。

【議会ＩＣＴ推進委員会で検討】

『YouTubeチャンネル「半田市議会」運用方針』を改めて、著作権に関する項目を定める。